

令和3年度 第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年2月8日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番	吉岩 一三	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 59号	農地法第3条の申請について
議案第 60号	農地法第5条の申請について
議案第 61号	非農地証明願いについて
議案第 62号	令和4年度農作業標準料金の設定について
議案第 63号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 64号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和3年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時31分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第59号から議案第64号までの6議案12件と報告事項が提出をされております。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第59号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。農業委員会事務局の です。よろしく申し上げます。 議案書1ページをごらんください。 「議案第59号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、合計 筆の m ² です。譲受人の経営面積は のみ a、計 aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番について、 農業委員より説明願います。
 委員	1月21日に事務局職員2名を含め、4名で現地の確認をしました。申請地は、 と の間になります。申請地にはハウスが建てられ、中にはまだ収穫のできていないカボスが植えられていました。このカボスにつきましては、今後の手入れ次第では、収穫量が見込めるものと思われます。 以上、よろしく申し上げます。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は高齢で、管理ができない状況です。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、「イ、空き家に付随した農地の所有権の移転」の2番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>イ、空き家に付随した農地の所有権の移転。</p> <p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、■■、現況、■■、地積■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、管理が困難、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	<p>おはようございます。申請地は、■■■■手前の■■■■を入り交差点から4km地点の場所です。■■■■さんは家を借りまして、以前の総会で上がりましたが、空き家に付随した田があり、耕作したいということで、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>その中の農地法第3条第2項第5号の要件があり、その面積は50a（5反）に満たなければいけません。しかし、農業委員会は市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっていきます。</p> <p>杵築市においては、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1a（1aに満たない場合はその面積）から取得ができるように緩和されました。今回が16回目の案件です。</p> <p>譲渡人は、相続で宅地と農地を取得しましたが、県外に居住しており管理ができない状況です。</p> <p>今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいとのことで話がまとまり、申請となりました。</p> <p>区域の指定は、令和3年度第10回総会第55号議案番号1番において指定済みです。</p> <p>今後は野菜などを栽培すると伺っています。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第59号」「農地法第3条の申請について」事務局及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第59号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第59号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第60号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事

	務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の[]です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>「議案第60号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳。転用者、[]区、[]、[]、[]、[]歳。[]、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在アパート暮らしであるが手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地で一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	<p>申請地は、[]から500mぐらい西側に行った、[]の近くにあります。</p> <p>土地所有者の[]さんの息子さんは[]に居て、申請地を売却して、[]に住みたいということで、この土地を転用するそうです。</p> <p>転用者は今アパート暮らしで、申請地に住宅を建てて住みたいということです。</p> <p>以上、よろしくお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の[]さん、[]さんは夫婦で、現在は杵築市内のアパートに家族[]人で暮らしています。</p> <p>転用の目的は、現在居住しているアパートが手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成8年から転用許可を得ることなく、アパート建築の際の残土を埋めているとともに桜の木を植えているためです。このことにつきましては土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、おおむね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可をすることができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続にあたり転用許可ができる農地になります。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は[]、南側は[]、西側は[]、東側は[]にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際して、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地[]筆[]m²に、建築面積[]m²、約[]坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水は北側市道側溝へ、宅内排水は北側公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考</p>

	えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■番、地目、■■■■、地積■■■■m²、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■m²。</p> <p>申請内容、農業倉庫・資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、原木を加工するために、申請地に農業倉庫・資材置場・駐車場を設置して利用したい。こちらは第1種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	<p>おはようございます。■■■■です。</p> <p>1月20日に、事務局職員2名と私の3名で現地確認を行いました。申請地は、■■■■から■■■■へ向かう途中にあり、現在は野菜を栽培しているようです。</p> <p>ご審議をよろしくお祈いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんは、相続により農地を取得しましたが、県外に住んでおり耕作も管理もできず困っていました。一方、転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、原木の加工場として利用できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を農業倉庫・資材置場・駐車場として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、おおむね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続にあたり転用許可ができる農地になります。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■及び■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■にそれぞれ接しており、周辺に農地はなく営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■■筆■■■■m²に、農業倉庫■■■■棟、資材置場■■■■か所、駐車場■■■■台分、作業場■■■■か所、集出荷用の棚■■■■台を設置して、原木の加工場として利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、基本的には土地の形質は変えず、今までどおり自然浸透とし、余剰水については、南側の用悪水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■、■■■■、■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²。申請内容、店舗及び駐車場用地として。申請理由、開業するにあたり、申請地を店舗及び駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農業委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>申請地は、■■■■から■■■■に200mほど進んだところで、土地所有者の父が経営している■■■■の隣地です。娘さんが帰ってきて、■■■■をするということで、ここに店舗を構えたいということです。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんと転用者の■■■■さんは親子です。</p> <p>■■■■さんは、申請地の隣地で■■■■を営んでいます。転用の目的は、父である■■■■さんと娘である■■■■さんとの間に無償での土地使用承諾書を結び、申請地に店舗及び駐車場を設置して、新たに■■■■する計画です。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成28年4月頃から転用許可を得ることなく、申請地に梅の木を植えて庭園として利用しているためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地は第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため、代替地の検討も行いましたが、父が経営する■■■■の隣地であること、■■■■沿いであり見通しがよく車での進入が容易であること、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■及び■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、東側は■■■■及び■■■■にそれぞれ接しており、周辺に農地はなく営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■■m²に店舗■■棟、駐車場■■台分、オープンテラス■■か所を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、南側下水道に接続予定であり、排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第60号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第60号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、</p>

	許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第60号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第61号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをごらんください。</p> <p>「議案第61号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²です。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、大雨により取水施設が流出し、復旧が困難となったため、耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	<p>おはようございます。</p> <p>1月20日、事務局職員2人と私とで現地確認を行いました。現地は■■■■から1kmぐらいい行ったところですが、■■■■から■■■■に抜ける市道があり、そのちょうど角地になります。</p> <p>現地は、以前は私が耕作をしていましたが、家が崩れて水が流れなくなったので、現在は耕作をしていません。</p> <p>審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を1月20日に、■■■■農業委員と確認しております。申請者は、平成2年に売買により申請地を取得しています。20年以上前に大雨により耕作が困難となり、現在は雑木や竹が生い茂った状況です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農振除外申請を行い、令和3年12月6日に認められました。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理したいそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第61号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第61号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第62号」「令和4年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>農業委員会事務局の[]です。本日もよろしくお祈いします。</p> <p>それでは、議案書の5ページをごらんください。</p> <p>「議案第62号」「令和4年度農作業標準料金の設定について」。</p> <p>下記のとおり、令和4年度農作業標準料金について設定を行いたいので、意見を求める。議案書6ページと7ページをごらんください。</p> <p>1月28日に、令和4年度農作業標準料金検討会を開催いたしました。検討会の構成員は、会長、副会長、杵築・山香・大田地区の代表委員、農林水産課長、活性化センター所長、JAおおいた東部事業部及び事務局です。</p> <p>内容につきましては、6ページ、令和4年度農作業標準料金一覧表をごらんください。</p> <p>作業料金につきましては税抜価格です。金額につきましては検討した結果、昨年度と変更を行っておりません。</p> <p>次の7ページをごらんください。</p> <p>これにつきましては、個別乾燥水分加算金表になりまして、30kg当たりの価格となっております。</p> <p>この数字は、JAおおいた東部事業部のライスセンターの利用料金が改定されたため、それに併せて変更しております。なお、ここにも記載してはいますが、この作業料金はあくまでも標準でありますので、耕作条件等によって、当事者間の契約の参考としていただくものになります。なお、施行日は令和4年4月1日の予定です。</p> <p>ちなみに、本日承認いただきましたら、後日、施行日に合わせて市のホームページでも公表したいと思います。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお祈いします。</p>
議長	只今、「議案第62号」「令和4年度農作業標準料金の設定について」、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第62号」「令和4年度農作業標準料金の設定について」、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第62号」「令和4年度農作業標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第63号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書8ページをごらんください。</p> <p>「議案第63号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定すること</p>

	<p>について意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²。設定期間は■■年新規で借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²で、設定期間は■■年新規です。</p> <p>議案書9ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²で、設定期間は■■年新規です。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付けは、合計■■筆の■■■■m²です。貸し手農家数■■戸、借り手農家数■■戸、利用権の設定は全部で■■■■m²の合計■■■■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第63号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第63号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第63号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第64号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをごらんください。</p> <p>「議案第64号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借受人、■■■■区、■■■■、設立■■年。対象農地は、杵築市大字■■■の■■筆、■■■■m²です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■の■■筆、■■■■m²です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■、■■■■、設立■■年、対象農地は、杵築市■■■■の■■筆■■■■m²です。</p>

	<p>次の11ページから13ページまでが、先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号1番から番号4番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を農地中間管理機構から10ページの方々に貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第64号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第64号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第64号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、意見なしとして報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第11回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時04分：終了)</p>